竹島の面積等に関する第三回質問主意書

提出者

鈴

木宗

男

## 竹島の面積等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」 (内閣衆質一七一第四四号) を踏まえ、 再度質問する。

除き、 島 いう。)ひとつひとつの面積を政府として把握していないことが明らかになっているが、 の島々のうち、我が国固有の領土である竹島の中の西島、 五十二である。」との答弁がなされている。またこれまでの答弁書で、我が国を構成する六千八百五十二 (調査当時に自然に形成された陸地かどうか判別できなかった島らしきものを含む。) の数は六千八百 「前回答弁書」では、 政府として個別の面積を把握していない島はどれか、 我が国を構成する島々の数について「海岸線の長さが○・一キロメートル以上の 東島を除く五十二の島 またそのうち、 国境に位置するものはどれ 。 以 下、 「五十二島」を 「五十二島」と

記されていないが、右は、 群島の北方四島それぞれの面積が記されている。そのうち、歯舞群島の海馬島、 外務省が発行している「われらの北方領土」二〇〇七年版の資料編四頁には、 海馬島、 貝殻島それぞれの個別の面積を外務省として把握していないというこ 択捉、 貝殻島については面積が 国後、 色丹、 歯舞

か、

全て挙げられたい。

とか。

\_.

 $\equiv$ 北方四島を不法占拠し、 実効支配しているロシア政府により、 北方四島の測量が行われているか否か、

政府、特に外務省として把握しているか。

匹 把握しているのなら、 それは我が国の主権侵害に該当するか。

Ŧi. 四で、 政府として我が国の主権侵害に該当すると認識しているのなら、 ロシア政府に対して政府、 特に

外務省は抗議を行っているか。

六 「前回答弁書」では「先の答弁書 (平成二十一年一月九日内閣衆質一七○第三七五号)四から六までに

ついてで述べたとおり、 御指摘の測量の一々については把握していないが、 大韓民国政府によってこれま

でに竹島 の測量が実施されたことがあるか否かとのお尋ねであれば、 実施されたことはあるものと考えて

11 る。 」との答弁がなされているが、 では政府、 特に外務省として、 韓国政府が我が国固有の領土である

竹島を測量したことにつき、抗議を行っているか。

七 政府として「五十二島」ひとつひとつの面積を把握していないことについて、 「前回答弁書」では 島

の面積の計測は一定の縮尺の地図を用いて行っていること等から、 『竹島の中の西島、 東島を除く五十二

の島』を含め、 『我が国を構成する島々』の一つ一つの面積を網羅的に把握しているものではなく、 ま

ではないという、誤ったメッセージを国内外に伝えることになり、 ひとつひとつの面積を把握していないという事実は、 ら未だ乗せられておらず、 題は未だ解決していない。 その必要があるとは認識していない。」との答弁がなされている。 竹島は我が国固有の領土でありながら、 解決に向けた交渉が本格化していない。その様な中、政府として「五十二島」 また、 竹島問題は、 北方領土問題と比較しても、 政府の竹島に対する関心が低く、同島の返還に熱心 韓国により不法占拠されており、 同島の問題解決にプラスどころかマイ しかし、 日韓外交交渉のテーブルにす 北方四島に関しても言え 同島に係る領土問

八 はなく、 土問題になっている島 我が国を構成する島々のうち国境に位置する島、 個別の面積をきちんと把握しておくべきではないのか。 々の面積については、 政府として地図上で集約して計測し、 特にその中でも、 政府の見解如何 竹島と北方領土等、 合計して把握するので 外国との間で領

ナスの作用をもたらすのではないか。

九 政府として、今後「五十二島」ひとつひとつの面積を把握すべく、 海馬島、 貝殻島の個別の面積を把握していないのなら、それらひとつひとつの面積を把握すべく、 測量をする考えはあるか。 また、 測

量をする考えはあるか。